

物価連動国債の代用有価証券としての取扱い開始に伴う  
「先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則」等の一部改正について

I. 改正趣旨

2013年に発行が再開された物価連動国債の利用ニーズの高まりを踏まえ、証券取引等清算業務における清算参加者の利便性の向上を図るため、物価連動国債を代用有価証券として当社へ預託する場合の取扱いを整備すべく所要の改正を行う。

II. 改正概要

(備 考)

○代用有価証券としての物価連動国債の預託時の取扱いに係る規定の整備

- ・ 物価連動国債の代用価格算出のための時価の取扱い及び時価に乗じる率についての取扱いを新たに定める。

- ・ 先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則別表1
- ・ 業務方法書の取扱い別表第1

III. 施行日

2018年5月1日から施行する。

以 上

物価連動国債の代用有価証券としての取扱い開始に伴う関連諸規則の一部改正について

目 次

	(ページ)
1 先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の一部改正新旧対照表	2
2 業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表	4

先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の一部改正新旧対照表

新			旧		
<p>別表 1 代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する表</p> <p>1 (略)</p> <p>2 前項の有価証券の種類、時価及び当社の定める率は以下のとおりとする。</p>			<p>別表 1 代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する表</p> <p>1 (略)</p> <p>2 前項の有価証券の種類、時価及び当社の定める率は以下のとおりとする。</p>		
有価証券の種類	時価	時価に乗すべき率	有価証券の種類	時価	時価に乗すべき率
<p>国債証券 (物価連動国債にあっては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。)</p>	<p>日本証券業協会が売買参考統計値を発表するものの</p>	<p>当該売買参考統計値のうち平均値 (物価連動国債にあっては、当該平均値に財務省が公表する連動係数を乗じた値)</p> <p>(1) 国債証券(変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。)</p> <p>a 残存期間1年以内のもの 100分の99</p> <p>b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の97</p> <p>c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の97</p> <p>d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の97</p> <p>e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の94</p> <p>f 残存期間30年超のもの 100分の92</p> <p>(2) 変動利付国債</p> <p>a 残存期間1年以内のもの 100分の99</p> <p>b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99</p> <p>c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の99</p> <p>d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の99</p> <p>(3) 物価連動国債</p> <p>a 残存期間1年以内のもの 100分の99</p> <p>b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の95</p> <p>c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の93</p> <p>d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の93</p> <p>e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の93</p> <p>f 残存期間30年超のもの 100分の93</p> <p>(4) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債</p> <p>a 残存期間1年以内のもの 100分の99</p> <p>b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の97</p> <p>c 残存期間5年超10年以内</p>	<p>国債証券</p>	<p>日本証券業協会が売買参考統計値を発表するものの</p>	<p>当該売買参考統計値のうち平均値</p> <p>(1) 国債証券(変動利付国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。)</p> <p>a 残存期間1年以内のもの 100分の99</p> <p>b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の97</p> <p>c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の97</p> <p>d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の97</p> <p>e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の94</p> <p>f 残存期間30年超のもの 100分の92</p> <p>(2) 変動利付国債</p> <p>a 残存期間1年以内のもの 100分の99</p> <p>b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99</p> <p>c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の99</p> <p>d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の99</p> <p>(新設)</p> <p>(3) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債</p> <p>a 残存期間1年以内のもの 100分の99</p> <p>b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の97</p> <p>c 残存期間5年超10年以内</p>
	<p>売買参考統計値が発表されていないものうち国内の金融商品取引所において上場されているもの</p>	<p>金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)</p>		<p>金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)</p>	

			のもの 100分の97 d 残存期間10年超20年以 内のもの 100分の97 e 残存期間20年超30年以 内のもの 100分の94 f 残存期間30年超のもの 100分の90
(略)			

(注) 1.～6. (略)

3 (略)

### 付 則

この改正規定は、平成30年5月1日から施行する。

			のもの 100分の97 d 残存期間10年超20年以 内のもの 100分の97 e 残存期間20年超30年以 内のもの 100分の94 f 残存期間30年超のもの 100分の90
(略)			

(注) 1.～6. (略)

3 (略)

## 業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新			旧		
別表第1 代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する表			別表第1 代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する表		
1 業務方法書第15条の2第4項及び第5項、第16条第5項及び第6項、第52条第3項及び第4項並びに第70条第3項及び第4項に定める当社が適当と認める有価証券の種類並びに当社が定める時価及び率は以下のとおりとする。			1 業務方法書第15条の2第4項及び第5項、第16条第5項及び第6項、第52条第3項及び第4項並びに第70条第3項及び第4項に定める当社が適当と認める有価証券の種類並びに当社が定める時価及び率は以下のとおりとする。		
有価証券の種類	時価	時価に乗すべき率	有価証券の種類	時価	時価に乗すべき率
日本証券業協会が売買参考統計値を公表するもの  国債証券（物価連動国債にあっては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。）	当該売買参考統計値のうち平均値 <u>（物価連動国債にあっては、当該平均値に財務省が公表する連動係数を乗じた値）</u>	（1）国債証券（変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。） a 残存期間1年以内のもの $\frac{100}{100}$ の99 b 残存期間1年超5年以内のもの $\frac{100}{100}$ の97 c 残存期間5年超10年以内のもの $\frac{100}{100}$ の97 d 残存期間10年超20年以内のもの $\frac{100}{100}$ の97 e 残存期間20年超30年以内のもの $\frac{100}{100}$ の94 f 残存期間30年超のもの $\frac{100}{100}$ の92  （2）変動利付国債 a 残存期間1年以内のもの $\frac{100}{100}$ の99 b 残存期間1年超5年以内のもの $\frac{100}{100}$ の99 c 残存期間5年超10年以内のもの $\frac{100}{100}$ の99 d 残存期間10年超20年以内のもの $\frac{100}{100}$ の99  （3）物価連動国債 a 残存期間1年以内のもの $\frac{100}{100}$ の99 b 残存期間1年超5年以内のもの $\frac{100}{100}$ の95 c 残存期間5年超10年以内のもの $\frac{100}{100}$ の93 d 残存期間10年超20年以内のもの $\frac{100}{100}$ の93 e 残存期間20年超30年以内のもの $\frac{100}{100}$ の93 f 残存期間30年超のもの $\frac{100}{100}$ の93  （4）分離元本振替国債及び分離利息振替国債 a 残存期間1年以内のもの $\frac{100}{100}$ の99 b 残存期間1年超5年以内	日本証券業協会が売買参考統計値を公表するもの  国債証券	当該売買参考統計値のうち平均値	（1）国債証券（変動利付国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。） a 残存期間1年以内のもの $\frac{100}{100}$ の99 b 残存期間1年超5年以内のもの $\frac{100}{100}$ の97 c 残存期間5年超10年以内のもの $\frac{100}{100}$ の97 d 残存期間10年超20年以内のもの $\frac{100}{100}$ の97 e 残存期間20年超30年以内のもの $\frac{100}{100}$ の94 f 残存期間30年超のもの $\frac{100}{100}$ の92  （2）変動利付国債 a 残存期間1年以内のもの $\frac{100}{100}$ の99 b 残存期間1年超5年以内のもの $\frac{100}{100}$ の99 c 残存期間5年超10年以内のもの $\frac{100}{100}$ の99 d 残存期間10年超20年以内のもの $\frac{100}{100}$ の99  （3）分離元本振替国債及び分離利息振替国債 a 残存期間1年以内のもの $\frac{100}{100}$ の99 b 残存期間1年超5年以内
	売買参考統計値が発表されていないものうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所（注1）における最終価格（注2）		金融商品取引所（注1）における最終価格（注2）  （新設）	

		のもの 100分の97 c 残存期間5年超10年以内 のもの 100分の97 d 残存期間10年超20年以 内のもの 100分の97 e 残存期間20年超30年以 内のもの 100分の94 f 残存期間30年超のもの 100分の90			のもの 100分の97 c 残存期間5年超10年以内 のもの 100分の97 d 残存期間10年超20年以 内のもの 100分の97 e 残存期間20年超30年以 内のもの 100分の94 f 残存期間30年超のもの 100分の90
(略)			(略)		
(注) 1.～4. (略) 2～7 (略)			(注) 1.～4. (略) 2～7 (略)		
付 則					
この改正規定は、平成30年5月1日から施行する。					